

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第100回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和元年11月15日（金）14時02分～14時23分
於・総務省 第1特別会議室（中央合同庁舎第2号館 8階）

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

川濱 昇（部会長）、佐藤 治正、森 亮二、山下 東子、
吉田 裕美子

（以上5名）

（2）専門委員（敬称略）

相田 仁

（以上1名）

（3）総務省

谷脇総合通信基盤局長、竹村電気通信事業部長、
今川総合通信基盤局総務課長、大村料金サービス課長、
田中料金サービス課課長補佐、
廣瀬電気通信技術システム課番号企画室長

（4）審議会事務局

佐藤情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

答申事項

- ア 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス交付金制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について【諮問第3121号】
- イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（広帯域伝送サービスに係る改定）について【諮問第3122号】
- ウ 電気通信番号計画の一部変更について【諮問第3124号】

開 会

○川濱部会長 現在、定刻を過ぎておりますが、まだ定足数を満たしていない関係上、説明は先にしても大丈夫だということです。既に事前に資料等々は配付されておりますので、最初にご説明を伺って、その後、定足数を満たしてから質疑・議決という形で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川濱部会長 それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会を開催いたします。

議 題

(1) 諮問事項

ア 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可(ユニバーサルサービス交付金制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可)について【諮問第3121号】

○川濱部会長 今申しましたとおり、まずご説明いただくということで、初めに諮問第3121号電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可(ユニバーサルサービス交付金制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可)について審議いたします。

本件は9月27日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受け、当部会において審議を行い、9月28日から10月28日までの間、意見招請を実施しました。

それでは、総務省からご説明をお願いいたします。

○大村料金サービス課長 資料100-1に基づいてご説明させていただきます

ます。

まず、資料4ページをご覧ください。こちらは9月の諮問時の当部会の資料でございます。申請の内容ですが、5ページにありますように、補填対象額が66.3億円となっているものでございまして、6ページになりますけれども、各適格電気通信事業者に対する交付金の額は、この補填対象額からそれぞれの事業者の算定自己負担額を減じたものとなっております。

また、交付の方法につきましては、6ページの下から7ページにかけて記載されているとおりでして、これは例年のとおりの交付の方法でございます。

一方で、負担金の額ですけれども、こちらは9ページに記載のとおりでございます。合算番号単価、これは10ページに記載しておりますけれども、2円ということになっておりまして、この番号単価に番号を乗じた額が負担金の額として計算されることになっているものであります。

また、この徴収方法ですが、11ページ以下にあるとおりでして、こちらは例年どおりの徴収方法となっているものであります。

これらにつきまして意見招請を行ったところ、2ページから後に資料をつけさせていただいていますが、3ページにございますように、個人として1件のご意見が寄せられたところであります。

このご意見ですけれども、ユニバーサルサービスにおける構造ということで、ユニバーサルサービスのあり方に関するご意見と考えられます。また、SIMロックの解除についてのご意見も併せていただいているものです。

考え方ですけれども、制度のあり方に対するご意見ということで、ユニバーサルサービス制度の趣旨、現状及び考え方について1段落目に記載をしております。また、なお書きになりますけれども、SIMロック解除についても現在の考え方を書かせていただいているところでもあります。

この内容につきまして、12ページ及び13ページですが、諮問時につけさせていただいたとおりでございますが、審査基準に基づいて審査した結果、いずれも審査結果は適当であると考えているところでもあります。

以上を踏まえまして、1ページが答申書案でございます。この答申書案ですけれども、諮問事項につきまして認可することが適当と認められるという案にさせていただいているところでもあります。

ご説明は以上でございます。

○川濱部会長　　どうもありがとうございました。先ほど申しましたとおり、本来でしたからここから質問、ご意見をいただいた上で議決に当たらせていただきたいところですが、まだ定足数を満たしておりませんので、この件に関しては定足数を満たしてからご質問、ご意見を経て答申とさせていただきますと思います。

イ　東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（広帯域伝送サービスに係る改定）について【諮問第3122号】

○川濱部会長　　では、続きまして、諮問第3122号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（広帯域伝送サービスに係る改定）」について審議することを前提としてのご説明を承ることにしたいと思います。

本件は、9月27日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受けて審議を行い、9月28日から10月21日までの間、意見招請を実施し、その結果を公表するとともに、10月24日から11月6日までの間、2回目の意見招請を実施しました。それらの結果を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。本日は接続委員会の相田主査よりその検討結果についてご報告させていただきます。

それでは、相田主査、よろしく願います。

○相田専門委員　　それでは、諮問第3122号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（広帯域伝送サービスに係る改定）」につきまして、接続委員会における調査の結果をご報告させていただきます。資料100-2をご覧ください。

本件は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社におきまして、利用者のデータセンター間などをつなぐために用いるサービスを新たに開始するに当たり、接続約款の変更に係る認可申請があったものでござい

す。

本件につきましては接続委員会の調査事項でございますので、先ほど部長からご紹介がございましたように2回の意見募集を実施いたしました。寄せられた意見を踏まえ、接続委員会におきまして11月8日から11月12日までメール審議にて検討を行い、当委員会の考え方の整理を行いました。当委員会といたしましては、資料1ページ目の報告書の1に示しましたとおり、本件につきましては「諮問のとおり認可することが適当と認められる」とのご報告をさせていただきます。

提出された意見及びその考え方につきましては、報告の別添といたしまして資料の2ページ目以降に取りまとめてございますが、その具体的な内容につきましては総務省よりご説明いただけるとのことですので、よろしくお願いいたします。

○大村料金サービス課長 寄せられたご意見の内容のご説明の前に、7ページをご覧ください。接続約款の変更の概要についてご説明させていただきます。

相田主査からご説明がありましたとおり、本件の改正は、NTT東西において利用者のデータセンター間などを繋ぐサービスであり、※印にありますように、光回線設備を用いて、拠点間で広帯域通信を行うものですが、これを新たに開始するに当たって接続約款の変更をしようとするものです。類似のサービスは他の通信事業者においても提供が行われており、NTT東西においても同様のサービスのメニューを揃えたいということから、接続約款の変更の認可申請があったものです。

その下の構成例という図にありますように、今回のサービスにおいて利用する伝送装置につきましては、事業者専有の設備であるということで、広く利用される網使用料ではなくて、網改造料による提供として措置をしようという内容です。

2ページにお戻りください。意見募集を9月28日から10月21日、また再意見募集を10月24日から11月6日にかけて実施をさせていただきました。その結果、意見提出として個人から3件、再意見提出として個人から2件のご意見が寄せられたところです。

3 ページをご覧ください。こちらが提出された意見と、それに対する考え方をまとめたものです。

まず、個人Aから、NTT東西の構造、また再意見の募集の方法についてのご意見がございました。右側、考え方ですけれども、このご意見については今後の情報通信政策の参考とすること、また、意見募集及び再意見募集につきましては、関係法令等に基づいて行われたものであることを記載させていただいているところであります。

個人Bからのご意見について、こちらは賛同のご意見であります。

個人Cからのご意見について、こちらも賛同のご意見ですが、固定回線利用料金の低減効果を期待するものであり、また再意見で、GAF Aの顧客獲得競争に伴う不公正な市場環境の懸念についてご意見をいただいたものであります。考え方としましては、引き続き電気通信事業分野における公正競争の確保が重要であること、また今後の情報通信政策の参考とするということを記載させていただいているところでございます。

寄せられたご意見及びそれに対する考え方については、以上のとおりでございます。

○川濱部会長　　どうもありがとうございます。

現在、委員5名の出席でありますので、定足数を満たしていることから決議に入りたいと思います。

(1) 諮問事項

ア 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス交付金制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について【諮問第3121号】

○川濱部会長　　今2点ご説明いただきましたけれども、まず第1点の諮問第3121号「電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴

収方法の認可（ユニバーサルサービス交付金制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について」の審議から始めたいと思いますけれども、先ほどのご説明に関してご意見、ご質問ございませんでしょうか。

佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 数字を見ていて確認したいところがあったので、質問させていただきます。

ユニバーサルサービスにおける15ページの資料のところを見ていたのですが、NTT東とNTT西で営業費用が相当違うように見えて、それは公衆電話の数が違うのか、1個当りの単価が違うのか、少し考えてみました。その後、18ページを見ると、台数はそんなに変わらないということが示されています。そうするとこれは台数の問題ではなくて、1台当たりのコストがNTT東とNTT西では相当違うということになります。

また、公衆電話の収入について、東が西の倍ぐらいあり、そうすると台数が相当違わないとすれば、NTT東が1台当りの使用が非常に大きいと考えられます。その理由について類推すると、大都市部では非常に多く第一種の公衆電話が使われているのではないかと、あるいは電車が頻繁に止まる様なことがあるのか、いくつかの要因が考えられると思います。ということで、公衆電話について、使用の形態とコストの構造について、何かおわかりであれば、教えてください。

それと、15ページの下の前年度の数字を見ると、NTT東が例えば昨年度と今年度では相当数字が減っているのですが、これはどのような理由でそのような状況が起こっているのか気になったところです。

詳細な質問なので、すぐに答えられないかもしれませんが、情報が得られれば別の機会にでも教えていただくと有り難いです。

○大村料金サービス課長 ご指摘ありがとうございます。ご指摘のとおり、数字の分析についてすぐにお答えできるものが手元にないのですが、公衆電話についていうと、18ページにありますように、原価に比べて収益が確かにNTT東西で差が激しい、台数に比べてもということになるかと思います。この理由は何なのかという分析は、申し訳ありませんが、できて

いないところです。

結果として収益費用はどうなっているのかというのは、我々は今回の認可に当たって検討しているところでありますけれども、ご指摘いただきましたので、今後、どういう背景、事情があるかなど確認していきたいと考えています。

○佐藤委員　　よろしく申し上げます。

○大村料金サービス課長　　次のご質問についても、経年でどう変わっているのか、これはいろいろな要素があると思いますので、こちらについても併せて確認をしていきたいと思えます。

○佐藤委員　　結構です。どうもありがとうございます。

○川濱部会長　　他にご意見等ございませんでしょうか。他にご意見等ございませんようでしたら、諮問第3121号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○川濱部会長　　それでは、案のとおり答申することにいたします。どうもありがとうございました。

イ　東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（広帯域伝送サービスに係る改定）について【諮問第3122号】

○川濱部会長　　続きまして、既にご説明いただきました諮問第3122号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（広帯域伝送サービスに係る改定）」について、先ほどの説明に関してご意見、ご質問ございませんでしょうか。特にご意見、ご質問等ございませんようでしたら、諮問第3122号につきましてはお手元の答申案のとおり答申したいと思えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○川濱部会長　　それでは、案のとおり答申することにいたします。

ウ 電気通信番号計画の一部改正について【諮問第3124号】

○川濱部会長　　続きまして、諮問第3124号「電気通信番号計画の一部変更」について審議いたします。

本件は、9月27日開催の当部会において総務大臣から諮問を受け、当部会において審議を行い、9月28日から10月28日までの間、意見書を招請しました。それらの検討を踏まえ、電気通信番号委員会において調査・検討を行っていただきました。本日は、電気通信番号委員会の相田主査より、その検討結果についてご報告いただきます。

それでは、相田主査、よろしく願いいたします。

○相田専門委員　　今度は番号委員会主査としての相田でございます。電気通信番号計画の一部変更につきまして、電気通信番号委員会における調査の結果についてご報告させていただきます。資料は100-3をご覧ください。

本件の概要につきましては5ページ以降に具体的な記載がございますけれども、IoT時代の電気通信番号に関する研究会報告書を受けまして、IoT機器で使用される電気通信番号の枯渇対策や、指定可能事業者数の確保のために制度改正を行うものでございます。

本件につきましても、この条文案につきまして、令和元年9月28日から10月28日までの間、総務省におきまして意見募集を実施いたしました。意見募集の結果、諮問対象の条文案に対する意見はございませんでした。

ということで、当委員会といたしましては、この資料の1ページ目にあります報告書の1に示しましたとおり、本件電気通信番号規則の制定等については、諮問のとおり改正することが適当と認められるとご報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○川濱部会長　　ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見、ご質問ございませんでしょうか。ご意見、ご質問等ございませんようでしたら、諮問第3124号につきましてはお手元の答申案のとおり答申したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川濱部会長　それでは、案のとおり答申することとします。

○川濱部会長　以上で本日の審議は終了しました。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

では、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局　次回の電気通信事業部会につきましては、12月下旬の開催を予定しております。詳細につきましては別途ご連絡を差し上げますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○川濱部会長　それでは、以上で会議を終了することになります。大変ありがとうございました。

閉　　会